

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和6年6月18日（火）
午前10時01分～午後1時31分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	渡辺 しんじ	副委員長	岸田 めぐみ
	委員	おにづかこずえ	委員	橋本 由美子
	委員	しらた 満	委員	石山 ひろあき

出席説明員	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一 宏
	ニュータウン再生担当課長	内田 直人	道路交通課長	檜島 幹夫
	交通対策担当課長	田中 宜久		
	環境部長（兼）	小柳 一成	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聰
	特命事項担当部長			
	公園緑地課長	長谷川 哲哉		
	資源循環推進課長（兼）	星野 正春		
	資源化センター長			

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第54号議案 市道路線の廃止について	可決すべきもの
2	所管事務調査 地域公共交通について	了承
3	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2	多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスター プラン）の改定に係る進捗状況について	都市計画課
3	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
4	市道路線5-35号歩線（レンガ坂）の広場のベンチについて	道路交通課
5	多摩市自転車用ヘルメット購入助成事業について	交通対策担当
6	シェアサイクル実証実験について	交通対策担当
7	令和6年度重点対策加速化事業について	地球温暖化対策担当
8	令和5年度ごみ減量・資源化の状況について	資源循環推進課
9	多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について	環境政策課
10	多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定について	スポーツ振興課 公園緑地課
11	令和6年度公園内駐車場有料化のスケジュール等について	公園緑地課
12	多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況について	公園緑地課
13	連光寺六丁目農業公園の整備・活用・運営に関する方針について	公園緑地課
14	桜ヶ丘三丁目における提供公園の設置について	公園緑地課

15

行政視察について

—

午前10時01分開議

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○渡辺委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第54号議案市道路線の廃止についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 初めに、第54号議案市道路線の廃止についてであるが、本路線は宅地内にあることから現地視察を割愛している。したがって、所管である道路交通課長より、委員会説明資料を用いて廃止路線の現地状況の概要をご説明させていただく。

○檜島道路交通課長 それでは、案件の1番、第54号議案市道路線の廃止について、現場状況等を説明させていただく。

まずタブレット資料を1枚おめくりいただきて、本案の対象路線である3-1087号線の位置であるが、赤色の丸印でお示ししている場所が本件の所在地である。

次のページより現地の状況を説明する。

1枚おめくりいただきて、現況についてであるが、多摩大学から北東に約130メートル付近の宅地の中に位置しており、起点が都道137号上麻生連光寺線の都道に接している路線になる。

本路線については、道路としての機能を有しておらず、現在は南側にある市道3-1088号線が周辺宅地の主要路線としての機能を担っている。

続いてページをおめくりいただきて、こちらが現地の状況写真である。まず左上の写真が路線の起点で、都道から撮影したものである。右下の写真が路線の終点であり、宅地内といつても現状は山林のような形態をしているところである。

また、こちらの路線については、隣接土地所有者から廃止後払い下げ希望の依頼がある路線である。

続いて5ページ目をおめくりいただきて、本路線に関する境界についてであるが、平成6年度と7年度に実施した地籍調査の際に確認済みとなっており、この図面については全て座標で管理している状況であり、測量で現地に復元

が可能という状況になっている。

以上が第54号議案の概要説明となる。

○佐藤都市整備部長 それでは、議題となっている第54号議案について、提案の理由を申し上げる。

本案については、機能を有しない市道路線の用途廃止に先立ち、市道路線を廃止するものである。

廃止路線の概算数量は、幅員が1.47メートル～1.54メートル、延長48.2メートルとなっている。これにより、市道の路線総数は1,665路線、総延長は約302.5キロメートルとなる。

以上について、よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○しらた委員 これは幅員が1.47～1.54メートル、距離が48.2メートルということであるが、面積はきっちりと決まっているのか。

○檜島道路交通課長 先ほどご案内した資料の5ページにある。面積は72.84平米となっている。

○しらた委員 これは、地主の方がここをお買い上げになるということか。

○檜島道路交通課長 隣接宅地の地主の方が払い下げを希望しているということで、本件の用途廃止の申請をしているところである。

○しらた委員 予算はついているのか。

○檜島道路交通課長 予算的には歳入予算となると思うが、特にはつけていない。この後手続等を踏まえて、払い下げの時期がまだ今年度中になるか来年度になるかというところもあるので、予算計上はしていない。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第54号議案市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、所管事務調査 地域公共交通についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、地域公共交通の運行の主体を担う事業者における事業の収益性や運転手の確保が大きな課題となつており、対策を検討するには福祉分野の移動支援も含め、市民生活における移動手段の見直しも必要との考え方から、5月にはミニバス南北線和田ルートへの乗車、総合福祉センターの送迎バスへの乗車を通じた実態把握を行った。

今後もこれまでに整理してきた課題を中心に調査研究を進めていくことでご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定期例会で進捗状況を報告することが確認されているので、本定期例会最終日に報告をする。

報告の内容については委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出することにする。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前10時10分休憩

(協議会)

午前10時10分再開

○渡辺委員長 それでは、協議会1、多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告について市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 1番から5番までが都市整備部の案件となっている。それぞれ順を追って担当課長からご

説明をさせていただくのでよろしくお願いする。

○松本都市計画課長 1点目、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況報告である。資料については、総務常任委員会でもご説明を差し上げているので、総務常任委員会のフォルダ中の令和6年6月14日のフォルダの協議会14という資料をお開きいただけるか。

多摩センターわくわくプロジェクトの関係であるが、3月議会以降の動きと今後の予定等について定例的なご報告をさせていただく。

まず見出しの2番、3月社会実験の結果と令和6年度社会実験の方向性についてのご報告である。大きく空間の使い方と遊歩道の安全な通行、これから公園の使い方、多摩ラボ活動の4点となる。

まずは空間の使い方についてであるが、1ページの下にお示ししたアンケート結果から、グリーンスローモビリティ、ココリア前くつろぎ空間、植栽ますの使い方に關して満足度が高いということがわかった。

結果については、2ページの表のとおりである。利用した市民の方々から、良かった点や課題となりそうな点などのご意見をいただいている。これを踏まえて今年度は植栽ますを中心に、パルテノン大通りの十字路付近のオープンカフェやまちなかウォーカブルといった制度の活用を視野に入れた検討を進めようと考えている。

次に、3ページの(2)遊歩道の安全な通行のあり方のご報告である。市では、昨年10月と今年3月にレンガ坂で、歩行者と自転車の安全な通行ルールについて社会実験を実施した。その背景としては、昨年7月に改修を終えたレンガ坂では、道路幅員が広くなつて歩きやすくなつたとの評価をいただいている一方で、下り方向の自転車がスピードを出して危険であるとの声も頂戴している状況である。このため市としては、歩行者と自転車の接触リスクを少なくするため、自転車走行レーンを道路中央付近に誘導する社会実験を2回行ったところである。

3月に行った社会実験では、図に示したようにレンガ坂の通行区分を、図書館側を第1ゾーンとし、クロスガーデン多摩側に向かって第6ゾーンまで区分して設定した。上り方向の自転車は第3ゾーン、下り方向の自転車は第4ゾーンに誘導できるよう自転車ピクトグラムや進行方向の矢印を路面に表示した。その結果、実験前と実験中のスピードそのものには大きな変化が見られなかつたものの、走行位置については一定の誘導効果が認められた。また、社会実験と同時に実施した市民アンケートでは、レンガ坂を日常使いしている465名の市民の方から回

答を得て、約6割の方からこの通行ルールに理解を示していただいたと捉えている。このため令和6年度は、社会実験で行った路面標示等の暫定整備を行う予定である。施工に当たっては、多摩市公式ホームページや周知看板等により周辺住民にお知らせし、加えて遊歩道における安全な通行マナーについて市民への浸透に努めていく。

続いて、3ページの(3)公園の使い方についてである。今年度は既に供用開始した一部エリアを中心に連携を意識しながら事業展開し、令和7年4月のオープンに向けて広く情報を発信していく。また、クリエイティブキャンパス企画室では、近隣施設や団体が連携して多摩センターを盛り上げていくための市民活動支援や人材の掘り起こしを行っていく。

続いて4ページ目、(4)多摩ラボ活動であるが、昨年度集まった市民等の企画を中心に実施するとともに、活動したい市民がさきに述べたクリエイティブキャンパス企画室などに相談ができる体制など、持続的に支援できる仕組みの構築に取り組んでいく。

3、令和6年度の進め方についてである。昨年度まで行ってきたワークショップや社会実験、多摩ラボ活動を通して収集した声や検証結果をもとに、多摩センター駅周辺のまちのビジョンや、今年度で計画期間の終了する都市再生整備計画の令和7年度以降に向けた策定を行う。そこに向けては、東京都との協議、立地企業へのヒアリング、市民アンケート調査などを実施していく予定である。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○しらた委員 今後グリーンスローモビリティはどうになるのか。あのとき大変好評だったと思う。委員長も私も乗ってきた。今後の予定や、こういうことを考えていくというのは何かあるのか。

○松本都市計画課長 こちらのグリーンスローモビリティについては、多摩センターのペデストリアンデッキの遊歩道の利活用の可能性を探ることで実施させていただいたところである。所管課長として、実際このパルテノン大通りを走らせてみた感想としては、歩行者の通行が非常に多い空間であるし、こちらのグリーンスローモビリティを通行させたときには、警視庁協議の中では完全にレーンをカラーコーン等で区切るか、あるいは人を前後に配置して安全な通行の確保をしてほしいということで、當日前後、横のあたりに職員を配置して実施したような状況であった。そのような中では、今後このペデストリアンデッキ上でモビリティを走らせるという

ことでの安全の確保というところでは課題が大きく見られるかと考えているところである。また、利用された市民の方々からは非常に好評であったところであるが、パルテノン多摩方面のアクセスというところでは、バスの停留所などをパルテノン多摩の横にも新たに設置したところもあるし、駅周辺のモビリティの運行のあり方というところも全体で考えなければならないかと考えている。

今回は社会実験ということで実施させていただいたが、今後の利活用というところではまだまだ検証していく課題が大きいかを感じているところである。

○しらた委員 社会実験ということだったが、警察からも安全確保ということが第一だったとお聞きしている。そのため道をきちんと分けろということと、今、都市計画課長が言われたとおり、前後左右にも人を配置しながら動かさなくてはいけないということだったと思うが、実際にそうやって人を配置して車を動かしているのでは人件費もかかってなかなか大変かと思うので、その辺の安全確保ができたら、パルテノン大通りはずっと上り坂であるが、皆さん乗って楽だなど、図書館まで乗ったが、本当に良かったなと思った。だから、今後都市整備部長を中心として安全確保ができればそれが活用できるというのであれば、そこら辺も進めていただいたら、図書館もせっかくできしたことであるし、本当に利用価値があるかと思うので、その辺を進めていただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会2、多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 資料については、生活環境常任委員会のフォルダに移っていただき、6月18日のフォルダ中の協議会2の資料をお開きいただきたいと思う。多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について、前回の生活環境常任委員会報告以降の検討の経緯、今後の予定についてご報告させていただく。

少し資料に不備があるので、今日この場では口頭でご説明させていただき、また後ほど資料の差し替えさせていただきたいと思う。大変申しわけない。こちらの資料の一番下の18のところからが今回ご報告差し上げる記述のところであるが、4月9日の前の3月27日に、都市計画に関する

る基本的な方針改定検討委員会という府内の委員会があるが、そちらの会議を1回開催している。また、2ページ目の最後の20のところ、「第8回」となっているが、こちらは「第10回」の誤りであった。大変申しわけない。

というところで、前回の協議会以降の実施としては、府内課長級で組織されている検討委員会を2回開催し、外部の学識の方々による改定特別委員会を1回、また、4月20日に行った地域別市民ワークショップを実施したところである。大変申しわけない。記述を修正させていただき、改めてアップさせていただきたいと思う。検討の経緯としては以上である。

続いて3、地域別市民ワークショップの実施概要（追加実施分）についてである。こちらについては、令和6年1月から2月の地域別市民ワークショップで実施できなかつた第2地域、連光寺・聖ヶ丘・馬引沢の地域と、第3地域、和田・百草・東寺方・落川・貝取の一部の地域について追加の地域別市民ワークショップを実施した。いずれも令和6年4月20日の土曜日に実施している。4ページにこちらの実施の状況について取りまとめているので、地域別の魅力と課題、目指すまちの姿についてどのような意見が出ていたかは後ほどご確認いただきたいと思う。

続いて3ページ目をご覧願う。今後のスケジュールについては、令和6年11月下旬に多摩市都市計画に関する基本的な方針改定素案についての市民説明会及びパブリックコメントの実施を予定している。その後、令和7年2月下旬の都市計画審議会に付議し、3月末に策定する予定となっている。

続いて5、立地適正化計画についてである。こちらについてご説明させていただくが、立地適正化計画とは、市町村マスターplan、都市計画マスターplanの高度化版であり、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を将来の人口減少が見込まれる中でも持続的に確保していくことなどを目指し、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通ネットワークを形成するために策定する計画となっている。立地適正化計画制度については、平成26年度に創設されており、国としても制度の必要性をうたっており、こうした背景から令和2年度から具体的に国費への要件等にもなっているものである。また、令和7年度以降の国からの予算通知においては、立地適正化計画を作成公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取り組みを開始公表もしていない市区町村が交付対象となる事業については重点配分を行わないことが具体的に示されたところである。現在のところ多摩

市には直近の影響は特に発生しないが、近年国費の補助要件が非常に厳しくなっており、将来的には活用できないことも視野に入れないといけないという状況にある。また、立地適正化計画の策定が都市再生整備計画事業等に対して国費のかさ上げや拡充の条件になっているという状況がある。多摩市は一定程度コンパクトなまちとして形成されているが、持続可能な地域社会の実現を目指していくためには必要な計画であること、将来に向けた特定財源の確保の観点からも今後策定を行っていくところである。また、立地適正化計画を策定する場合、都市計画マスターplanの記載が必要となるということが挙げられている。現在本市では多摩市都市計画マスターplanの改定作業中であるので、このタイミングで策定するという判断に至ったところである。改定する都市計画マスターplanには、立地適正化計画も視野に入れた記載を行っていくところである。

以上で多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスターplan）の改定に係る進捗状況についてのご説明を終わる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○橋本委員 大きく2つあるが、まず立地適正化計画のことから伺いたいと思う。この間都市計画審議会でも概略が説明されていたが、実際立地適正化計画、コンパクトな多摩市で何をどのようにやればこの都市計画マスターplanに入れて、しかも国費のかさ上げなどの対象になれるのか、名前だけではあまりにも漠としていてわからないので、もう少しイメージが市民にもわかるようにご説明願う。

○松本都市計画課長 立地適正化計画に位置づける内容としては、計画の市内の区域に居住誘導区域と、あと都市の拠点となる都市機能誘導区域、今都市計画マスターplanでは3つの駅拠点と尾根幹線を市の拠点区域に位置づけていくこうと考えているところであるが、都市拠点として、都市機能誘導区域としてはそういったところを位置づけていく方向になるだろうと、現在のところは考えている。また、都市機能誘導区域というところは、駅拠点以外にも必要となるエリアなどもあるかと思うので、そういったところはこれから策定していく中で整理していくと考えている。また、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる当市の防災に関する機能を確保するための防災指針といったものを中に示しているような内容になっている。そういうところを示していく中で、コンパクトなまちといったところで多摩市としてどのようなまちにしていくのかということを、都市計画マスターplanでは書き切れない、もう少し細かなところを位置づけていくような内容になってく

ると考えている。

○橋本委員 多摩市全体のところに、特にニュータウンなどは団地が1丁目から6丁目が尾根幹線までできているが、「居住誘導区域」と書いてしまうと、外れたところはこれから住むのに夢のないところというか住んではいけないところという感じが市民にはすごくするわけである。3駅のことは割合今までもあったのでそれほど驚かないが、例えば防災で重点的にやらなければいけないところと3駅の都市機能がリンクするところ、例えばかわまちなどはそういう意識をして、防災の中心拠点であるが住民の居住を進めて都市機能もというところになっていくかと思うが、これがあるとしても、今まで進めてきた去年からの住民参加の、4月にも行われたが、そういうのを過ぎてしまってやるとしたら、あとはパブリックコメントしかなくなっていくような気もするが、後で市でどんどん書き加えてしまうような都市計画マスターplanになつたら、都市計画マスターplanのつくり方が非常に市が中心的になつてしまうのではないかと危惧するが、その辺はいかがか。

○松本都市計画課長 現在の居住誘導区域に位置づけるエリアは、公共交通の利便性の高いエリア、鉄道駅からの距離やバス停からの距離がある一定の距離の範囲の中を居住誘導区域と考えていきたいと思っている。そのような中では、市のエリアはほぼ居住誘導区域になるだろうと考えるし、今人口密度的なところも考えると、そのエリアを居住誘導から外すことはあまり考えられないので、市内ほぼ全域が居住誘導区域に入っていくと考えている。

また、先ほどお話があった災害対策というところであるが、浸水や土砂災害のあるような地域についても、計画で定める防災指針において都市基盤施設の整備等によるリスクの軽減や除去、避難体制の整備等の対策方法を示した上で、安全性を確保することを位置づけた上で居住誘導区域に位置づけることができると考えているので、そのようなつくり込みをしていって、皆さんが都市計画マスターplanの議論の中でワークショップに参加していない中で、これから皆さんからそのような話は聞いていなかったとならないようなつくり込みにしていきたいと考えている。

○橋本委員 最後、私たちが弱いのは、かさ上げの予算がつかないと困るというのは地方自治体や議員にとって非常に脅し文句のような感じで、この間都市計画審議会でも、多摩市のようなところはどこが適正かなどはなかなか難しいからつくらなくていいかという話が最初あったと聞いたが、結局つくらざるを得ないということで皆さんも苦心なさっていることがあると思う。今、松本都市計画課長が

言われたように、都市計画マスターplanが常にちょうど節目のところで来年できたときに、いやいや、そのようなことは聞かないうちに入っていたというものにならないようにしていただきたいということだけ、とりあえず申し上げておく。

もう一つが、3月に示された東京都の計画である。例えば諏訪・永山地域などは、さんざん市としての考えをまとめてきたら、東京都が結構立派なプロジェクトを云々したということで多摩市の役割まで書かれているものが出た。そうすると、そういうものと多摩市の都市計画との整合性が、イメージを見ても永山駅などは非常にお金かけていて、このように誰がするのだろうという絵が書かれている。その辺のところはどういう感じでこれから都市計画マスターplanを整理していくのかお答えいただきたいと思う。

○松本都市計画課長 今ご質問いただいたのは、(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針や、多摩のまちづくり戦略といったものなどを言われているのだろうと受け止めている。東京都の新たな方向性が示された中で、本市が今まで議論・検討してきた内容を東京都が先導するような形になっていきそうなところもある。だが、東京都がこういう動きを取ってきており、本市が都市計画マスターplanを改定していることや、例えば多摩センター駅周辺のまちづくりの方針を策定していくというのは、共有させていただいているところがある。東京都側からも本市の取り組みを阻害しないような形のつくり込み方をしていきたいというお話をいただいているので、引き続き調整を取りながら、東京都の計画にも沿うような形で本市の都市計画マスターplanの整理を行っていきたいと考えている。

○橋本委員 プロジェクトのいろいろな計画が1月と3月に出たのを読んでみると、もし市がいろいろ計画しなくとも、突然デベロッパーというか何々不動産という方がお金の力を持って土地を買うと言ったら、そこで生まれるのは都市計画マスターplanに書かれていらない、それ以上の少しお金のかかったまちづくりが進む可能性も、あの計画を見るとないとは言えないのではないかと私は思う。多摩市だけではなく南大沢を拠点としたまちづくり等、東京都は様々に考えておられるようである。そういうときに最後、都が考えたが多摩市も分相応のお金の負担と人的負担を出してほしいというような計画が進んだら、都市計画マスターplanをつくるのは一体何のためなのかというところにまで戻ってしまうような危惧すらあるが、その辺のことについてはどのようにお考えか。東京都と本当に対立ではなくコミュニケーションを取り、自治体が責任を持てる範疇

のお金でやってもらわないと困るではないか。200億円かかるようなプロジェクトをやって市もそれ相応になどとなったら大変なことになるという危惧を抱いているが、その辺の今のお考えを伺っておきたいと思っている。

○佐藤都市整備部長 ただいまのご質問、ご懸念は、私たちも所管課としてやはり似たような思いを持っているところである。広域行政としての東京都の役割として、単に多摩市内だけでの動き、多摩ニュータウンということであるので、近隣市も含めた活性化という中でトータルで様々な可能性を検討してみようという計画を今進めているところだと受け止めている。一方で、話が具体になった際に一体誰が主体でどういった予算で動くのかについては、まさに現状では決定事項というか、決まったところにまでは至っていない。都が公表している資料の中でも、案という形で東京都さんは主体的に検討をしていくうという動きを取っていただいているが、まさに具体的な話になってきたときには双方にとってできる話として決着していくかなければいけないだろうと受け止めているので、今後も東京都や関係者の皆さんと密接に協議を続けて、絵に描いた餅にならないような計画にしていきたいと考えている。

○橋本委員 最後に、先ほど尾根幹線ということで3駅プラス尾根幹線であるが、尾根幹線に絡むところでは、例えば南永山小学校跡地等に何が来るかによって都市計画マスターplanにある、なかなか私たちの想像を超えたまちの展開になるし、諏訪の4-3街区の都営住宅の後も、いろいろなことは言っているがその辺のことと、これから私たち5年後10年後をにらんだ都市計画マスターplanとの関係ということではどうお考えになっているかお聞きしたいと思う。

○内田ニュータウン再生担当課長 尾根幹線沿道の土地利用については、ご案内のとおり令和5年1月に多摩市で沿道の土地利用方針を策定している。それを踏まえてプラットフォームを市で立ち上げし、これには東京都さん、UR都市機構さん、JJKさんにもご参加いただき、まず諏訪永山の尾根幹線沿道の北側のところについて団地再生が進んできている、これから団地再生に合わせて土地が創出されるというところがある。こういったところを見越してプラットフォーム事業者が今たしか12事業者、登録されていると思う。ホームページ上にも記載がある。そういう意見を踏まえて、今回改定の都市計画マスターplanにおいて、土地利用転換を進め、産業・業務・商業といった機能を取り入れていこうとしている。尾根幹線については4車線化されるということで車の交通量もふえるだろうと、こ

れを通過交通にせず、沿道の施設を利用していただいてにぎわいと雇用を創出して定住人口をふやしていきたいというところで、まずは都市計画マスターplanに位置づけをさせていただいて、その後事業者のヒアリングや推進会議メンバーの意見、市民からも意見をいただきながら、どういった土地活用をしていくか、今後引き続き検討を進めていきたいと考えている。

○しらた委員 基本的なことをお聞きする。まず地域別まちづくりで8地域に分かれているのか。今回の地域別市民ワークショップ実施概要で第2地域と第3地域ということであるが、この第3地域は参加人数が2名、第2地域でも3名、それでやったという形にするのは少し寂しいかと思う。第六次多摩市総合計画があり、今度そこに都市計画マスターplanが入ってきて、市民の方からハード面のことや実際のまちづくりの意見を聞くことも大切かと思うが、第3地域というのは関戸5・6丁目、貝取・乞田、昔の分け方と今と分け方が変わっているのか。

○松本都市計画課長 現行の都市計画マスターplanでは8つの地域に分けさせていただいているが、こちらは第三次多摩市総合計画のときのコミュニティエリアの区分けの8つのエリアをそのまま踏襲して、かなり昔の区域を継続してやっていた。今回地域別の区域を分けるに当たっては、地域協創の10エリアを基本としつつ、10のエリアは少し細か過ぎるので、まちとしての機能が似通ったエリアを2つ集めて、実際その10のエリアを5つのエリアに分けた。また、コミュニティのエリアが地形地物で分かれていないところについては、都市計画については地形地物で区切って検討していくところが基本にあるので、少し区分けを変えさせていただきつつ、市内のエリアを5つに分けて地域別の意見交換をさせていただくところである。また、第2地域、第3地域の人数が少なかったので、それで意見をもらったでよいのかというお話をだが、一度地域別ワークショップを開催させていただいたところがあるが、そのエリアは全然集まらなかつたというところがあり、改めて地域協創の関係で地域のことで議論に集まっている方にもお声がけさせていただき、市公式ホームページ等でもご案内させていただいたが、残念ながら多くのご参加が見込まれなかつたところである。そのようなことで市側も非常に苦しいところではあるが、地域の方々としてそのエリアに関わっておられる方々から、そのエリアにどういう課題があり、どういう魅力があるのかということは一定程度いただけて良かったと考えているところである。

○しらた委員 前の平成25年度のときの都市計画マスター プランは8地域に分けていて、今度は5、これはどこで見ればよかったです。私も勉強不足で申しわけないが、この5に分けたというのはなるほどと思ったが、大きくした割には人数が少なかったということである。地域をたくさん入れて5個にしたがその地域では2人しか来なかつた、前は8個と細かい地域で分けていて今度もう少し大きくしてそこに呼びかけたが市民の方が2人や3人しか来なかつたというところは、私たち議会としても何か協力ができることがあればしなくてはいけないと思ったので、何か対策があれば、そういう意見を議会だよりに載せる、たま広報にももちろん載せたのだと思うが、そのほかに何かすることがあれば一緒に考えていきたいと思うが、いかがか。

○松本都市計画課長 心強いお言葉をありがとうございます。市側もいろいろ工夫して一回お声がけさせていただいたが、なかなかご参加いただけなかつたというところがあった。府内でもいろいろな筋にお声がけさせていただき、第2地域では児童館で会合があるときに地域の方々にもお声がけさせていただいたが、なかなかご参加がいただけなかつたというところがあった。都市計画マスタープランはまちづくりということで少し難しいというところもあって参加が少なかつたのかもしれない。これからまちづくりというところでは、やはり市民の方々に参加いただいてご意見をいただくのは非常に重要なことだと思っている。お声がけの手法等についてはまた改めて市側もいろいろ検討させていただが、場合によっては議員の皆様のご協力などもお願ひさせていただくこともあろうかと思うので、今後ともよろしくお願ひする。

○しらた委員 都市整備部だけではなく、横のつながりで健康福祉部等いろいろな部があるので、そういった部にもぜひお声がけをして、まちづくりに対して大変大切な長い10年、15年を見るので、皆さんの意見を今からしっかりと受け入れて、市民のためのまちづくりをしていただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会3、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、市側の説明を求める。

○内田ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会3のファイルをお聞き願う。多摩ニュータウン再生の進捗状況についてご報告をする。

初めに1、進捗状況概要の(1)公的賃貸住宅の再生についてご報告する。都営住宅団地再生の状況について、3ページ目の位置図もご覧いただきながらお聞き取り願う。

まず③、図の左側にある西愛宕小学校跡地に建設した都営住宅415戸については、5月16日より入居が開始されている。こちらに移転対象となっている方は、図の真ん中上にある④の和田・東寺方団地のそれぞれ3丁目1番地にお住まいの方、移転対象者は271世帯である。現在3回に分けて順次引っ越しをしており、6月末までに終える予定になっている。今3回目の引っ越しが進んでいるところである。また、引っ越しを終えた後、④の和田・東寺方団地については、造成工事に係る設計及び建築工事に係る実施設計をしており、建物を除却して都営住宅を新たに建設する予定である。

次に、都営諏訪団地については、①図の右側の4丁目、こちらの1期・2期については現在建築工事中である。②の3期・4期については、建築工事に係る基本設計をしているところである。都営住宅については以上である。

次に、UR都市機構団地再生についてご報告をする。こちらは4ページ目のUR賃貸住宅の位置図をご覧いただきながらお聞き取り願う。

まず①の多摩ニュータウン諏訪団地については、図の右側の①-1、第1期事業として諏訪先行区148戸について現在建設工事中である。①-2の第2期事業の諏訪後工区の区域については、諏訪の先行区などに転居していただいた後に建物を除却し、新たにUR賃貸住宅を建設する予定で考えている。

次に、②の永山団地、これは図の真ん中ほどにあるが、こちらの団地再生についてご説明をする。

まず旧東永山小学校跡地については、361戸のUR賃貸住宅の建設を予定している。今年度の着工を予定しているとご報告を差し上げていたが、入札不調等によって令和7年度、来年度に着工となっている。また、令和3年3月にUR永山団地の居住者全戸に「永山団地まちづくり通信」をUR都市機構で全戸配布して、団地再生をどのように行うのか、団地の将来像の案、今後の予定の案を周知している。今後居住者の意見なども踏まえ、UR都市機構で団地再生の計画を立案し、今年の夏頃に居住者に改めて説明をしていく予定と伺っている。(1)については、以上である。

次に、2ページ目をご覧願う。(2)諏訪・永山再生プロジェクト検討会議についてご報告をする。東京都において、市も共同事務局となっている諏訪・永山再生プロジェクト検討会議をこれまでに3回開催しているが、検討のまとめ

を東京都のホームページで令和6年3月22日開催の会議資料として公開している。会議資料については、東京都ホームページの掲載先をご覧いただければと思う。永山駅周辺や諏訪・永山の近隣センター周辺、南多摩尾根幹線沿道の都営多摩ニュータウン諏訪団地建て替え創出用地、この3つのエリアについてニーズや課題などを整理し、今後のまちづくりの取り組み方針などをまとめたものになっている。今後引き続き地権者等の意見を聞きながら、事業内容や事業手法といったものの深度化を図っていくが、市でも永山駅周辺拠点勉強会については継続して、地権者等とともに永山駅周辺のまちづくりの検討を進めていく予定である。

最後に(3)多摩ニュータウンまちづくりステーションの開設についてご報告をする。東京都において、多摩ニュータウン再生に関する施策の紹介、多摩ニュータウンの魅力や歴史を知ることができる書籍や映像等の展示などをを行うことを目的として、多摩ニュータウンまちづくりステーションがあした6月19日、平日の10時から17時まで営業を開始する予定である。場所については、永山駅にあるグリナード永山5階で、東京都の職員が常駐してご案内するものと伺っている。広さとしては、この委員会室よりも若干狭いぐらいの感じのスペースになっている。先ほどのご質問にあたったとおり諏訪永山プロジェクトをどうやって進めていくのかについて今後東京都が総合調整役となって進めしていくが、東京都でもまず住民がどういった生活をしているのかという意見などを肌感覚で取り入れていきたいと伺っているところである。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○橋本委員 最後のまちづくりステーションのことであるが、5階ではなく3階にできなかつたのか。3階だったら通った人が皆見ていけるが、5階だと目的にして行った人しか見られないので、市民の目に触れるのが難しいような気がする。

○内田ニュータウン再生担当課長 まず周知の方法については、東京都の公式ホームページ、多摩市の6月20日付のたま広報で開設のご案内をしたいと思っている。執務スペースについては、東京都も永山駅の近くにないかということいろいろお探しになっていたようであるが、適当なところが借りられるということで、5階の医療モールになっているところであるが、その一室を借りられて、まずはそこで開設しようということで進んだと聞いている。

○橋本委員 あしたからであるが、どのくらいの期間そこを借りて常設でやる予定なのか。

○内田ニュータウン再生担当課長 いつまでというのは聞

いていないが、通年で東京都の職員が常駐してやっていくと聞いている。まだ始まったばかりであるので、今後どうしていくかまでは伺っていないところである。

○橋本委員 あと1点、都営住宅の問題であるが、先ほど図でも示していただいた1のところで、建築が後になったところの数棟はそのまま残されるのではないかと思うが、それを確かめておきたい。

○内田ニュータウン再生担当課長 図面で言うところの諏訪団地の一番上、2棟あり、そこは今回の団地再生の対象になっていないと伺っている。図のちょうど1期の一番上の先っぽのところである。一番上のところに2棟あると思うが、ここは除却はせずに、今回の大規模改修から除いていると伺っている。

○橋本委員 それは線路が見えるというか一番北側の2棟はそうだと思うが、4-2のところにも築年数の浅いところがあると思うが、それはこの図で黄色の点線で囲まれているので一括に除却して新しい方向にと解釈してよいのか、その辺を確かめたい。

○内田ニュータウン再生担当課長 この区域で団地を建てた年度が違うところは確かにある。そこのについて残すかどうかという検討をされたと聞いてはいるが、そこは一括して建て替えを行う予定である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

○しらた委員 諏訪・永山再生プロジェクト検討会議についてというところであるが、第3回が令和6年3月22日というところで、まだ、今後検討を進めていく予定はあるが、年間の計画があるのかということで、あと、ここで日本医科大学の件も市民の皆さんにだんだん周知されていくというか皆さんお気づきになっていくとなるとすれば、この諏訪・永山再生プロジェクトのところでどのように予定としてそういうところも今後検討していくのか、市民の方々は少しずつ興味というか心配されているところなので、その辺は市としてどのようにお考えか。

○内田ニュータウン再生担当課長 まず諏訪・永山再生プロジェクト検討会議については、東京都、鉄道事業者、東京都の内部の方、市などを踏まえて委員となっている。まだ3月22日に公表したばかりであるので、今後どういったことで進めていくか市と調整をしているところである。ただ、日本医科大学の件もあるので、市で勉強会を平成29年度から地権者を交えて行っており、日本医科大学の状況やプロジェクトでお示しした資料のご説明については、市で少し早めに勉強会を開催したいと考えている。

○しらた委員 早めによろしくお願ひする。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、市道5-35号歩線（レンガ坂）広場のベンチについて、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 それでは、協議会4番のフォルダをご覧願う。市道5-35号歩線（レンガ坂）の広場のベンチについてである。

まず経緯であるが、レンガ坂の改修工事については、令和3年6月から令和5年6月末まで施工したところである。発注当初ユリノキについては全数を伐採する予定であったが、市民向けに行った工事説明会において保存してほしいとのご意見を頂戴したので、樹木診断で健全性がよく通行に支障のないユリノキについて、市民と意見交換を行いながら支柱により支える方法にて、存置していくこととしたものである。その際伐採したユリノキについては再利用するなどして有効活用することで市民の皆さんにご理解をいただきたいところである。

続いてレンガ坂の改修工事で伐採したユリノキの概要である。伐採時期については令和4年1月から令和4年4月で、伐採本数は68本、当初予定していたのが89本だったが、存置したのは21本である。再利用してベンチに充てたユリノキは25本である。伐採した68本のうち、43本はひび割れや空洞等で木材として不向きになったのでチップ化をして再利用しているところである。この利用に当たってのユリノキであるが、まず乾燥して保存している。保存期間が令和4年11月から令和6年1月、保存場所は栃木県の那須塩原市にある二宮木材である。費用については、運搬・保存費用と加工費用を含め、トータルで200万円弱である。それから、設置場所については、レンガ坂南側四角広場で、延長・基数については、2基設置しており、1基は約11メートル、もう一つは約5メートルという状況である。

おめくりいただいて、資料2ページ目であるが、こちらは状況の写真である。左上は設置前の状況の写真である。それから、右側については搬入したときの状況の写真ということである。中段の左側の写真は製材状況、右側は製材したものを乾燥している状況、下段の左側の写真は乾燥木材を加工している状況と、右側も同じく部品を加工している状況である。

おめくりいただいて、3ページ目であるが、左上段側が現地の設置状況の写真であり、右側が完了した状況、中段の左右の写真が完成の写真である。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○しらた委員 大変きれいな椅子で良いなと思うが、この耐用年数というかメンテナンスはどのようにしていくのか。太陽が当たって、水が染み込んで、ぶよぶよと言うと申しわけないが、木はだんだん劣化したり崩れたりするので、その辺の計画的なメンテナンスはどのようになっているのかを伺う。

○檜島道路交通課長 メンテナンスであるが、まず耐用年数として、ユリノキという材料をこれまで使ったことがないから、その辺ははかりかねるところもあるが、通常10年ぐらいかと思っている。ただ、現状で無垢の状態ではあるので、途中でニスをかけるなりしたほうがよろしいと思っているので、近年のうちに一度そういった、表面の加工をすることを考えている。

○しらた委員 そのときには10年ぐらいか。いろいろメンテナンスの方法があると思うが、その次のときにはどこかの木を用意しておく、色を塗るより、多摩市にはたくさん木があるので、その木をどこかに利用できるのであれば、そういう木を順々に使用したほうがよいのではないか。ユリノキだけではなく、こういう木もある、こういう木もあるということで、そのようなことも考えたらどうかと思う。

コストかからないようによろしくお願いする。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会5、多摩市自転車用ヘルメット購入助成事業について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 協議会5の資料をご確認願う。多摩市自転車用ヘルメットの購入助成事業についてご報告させていただく。

事業の概要については、こちらに記載のとおりであるが、ヘルメットをご購入いただいた方に対して a u P A Y ギフトカード2,000円分の補助を行ったものである。詳細については記載のとおりである。

2、令和5年度助成事業の実施状況である。申請受け付け時期については、10月23日から3月8日まで実施した。もともと2月23日までという形にしていたが、申請状況等を確認し、延長したところである。支給予定数1,000件に対し、実際の申請については717件、うち支給決定については697件だったところである。年齢の内訳をそちらに記載させていただいた。特に20代がかなり少なかったところで、令和6年度は今も行っているが、少し工夫して、こう

といったところの掘り起しを進めていきたいと考えている。令和6年度の実施状況についてであるが、5月1日から開始しており、来年の1月31日までである。支給予定数については1,500件。申請状況については、5月31日時点では165件、本日時点では209件になっている。先ほど申し上げたような若年層のところにさらに力を入れて交付していくと考えている。説明については以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○しらた委員 確認であるが、これインターネット等で買ってはだめだったのか。

○田中交通対策担当課長 インターネットで購入されたものについても対象にしている。購入した場所については限定していない。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6、シェアサイクル実証実験について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 協議会6の資料をご覧願う。パワーポイントの資料になっている。シェアサイクルの実証実験の途中経過についてご報告させていただく。

実証実験の概要を2ページ目に記載させていただいている。令和4年度の多摩市民間提案制度でご提案いただいたそれを採用したというところから始まった事業である。

令和5年3月14日に協定を締結し、実証実験期間としては3月15日から令和7年、来年の3月31日までという形でおおむね2年間の実証実験期間になっている。目的については、そちらに記載のとおり公共交通の機能の補完、地域の活性化、観光振興等に資するシェアサイクルに公有財産を活用することの有効性や課題を検証することとしていた。

事業者については、周辺でも事業を実施しているOpenStreet社と一緒にやっている。実施体制については、そちらの下に記載しているとおり役割分担させていただいている。現状、使用料についてはいただきず、無償にて実施しているというである。

シェアサイクルのポート一覧を次ページに記載させていただいている。こちら上からゼットのような形で設置時期を記載させていただいている。市の設置したものについては青色の部分という形で、当初は4ポートあったが、その後市で設置し、前後するような形でまた民間のポートもふえてきたというところである。合計で市内48か所という形である。市の施設は34か所である。このポートは実際には

本当に置くだけであるので特に配線工事等は不要であり、設置は非常にしやすいものだと考えている。実際バッテリーが入っているが、バッテリーについては、専用の事業者の方がバッテリーをそのまま交換するような形でやっていけるところである。

4ページ目、利用実績の推移という形で示させていただいている。実験開始当初1,042人だったところが、現在3,620人という形で、かなり伸びてきているところである。

利用者数が3.5倍まで増加してきたところである。最後のところは赤字で記載させていただいているとおり、市内エリアで見ると初回利用者という形で1万4,500人ご利用いただいたということで、市民の認知度もかなり高まってきたのかと評価しているところである。

10ページをお開きいただいて、利用回数というところである。先ほどのものが利用者数であるので、こちらは全体の回数である。直近のところでは1か月当たり9,733件であるので、1日当たり300回ご利用いただいているような形である。また、これ実際色を分けさせていただいているが、下の青色の部分が多摩市内で借りられて同じく多摩市内で返却されたものである。緑のものが市外で借りられたものが多摩市内で返されたもの、黄色の部分が多摩市内で貸し出されて、市外へ移動されて、市外で返されたものである。おおむねバランスよくご利用いただいているところである。

実験開始当初から比べると、利用回数としても4.8倍まで増加しているし、約半数が市域を超えるような利用をされているところであるので、公共交通がなかなか厳しい部分、バス路線で市域をまたぐものはかなり少ないところがあるので、そういったところの補完にもご利用いただいているのかと見ているところである。

そういうところを踏まえて、現段階の評価をこちらに記載させていただいている。シェアサイクル自体は誰でもいつでも利用できるところである。市民の方に限定せず、来街者の方も、自転車を持っていない方でも利用できるというところにかなり大きな利点があるかと考えている。また、先ほどお示しさせていただいたとおり、利用自体も右肩上がりでご利用いただいているというところで、今後もその増加が期待されているところである。先ほどのように市域を超える利用が多いというところもあるので、路線バスを補完しているというところもうかがえると考えている。また、現在の事業者の提供している車両については、全車電動アシスト付というところで、多摩市は坂道が多いところであるので、そういうところの難しいところをうまく

補っているかと評価しているところである。そういったところを踏まえて、駐輪場がない店舗の消費喚起、脱炭素の促進、観光振興、健康増進、交通にとどまらない政策効果の可能性を秘めているというところで、交通手段の選択肢もふえ、総合的にまち全体の移動性の向上に大きな利点があると評価し、最終的には健幸まちづくりに資すると評価した。そういったところを踏まえ、令和7年度以降本格実施していくこととすることで、今後事業者の公募、選定をしていきたいと考えている。現段階では使用料を無償としていたが、今後は売り上げの一定割合を納付していただくような形で公募したいと考えている。

簡単に今後のスケジュールである。おおむね9月10月ぐらいまでに事業者の選定を行い、内部での会議等で整理をした後、12月のこの場でまたご報告をさせていただきたいと考えている。1月には協定を実際締結し、4月以降本格実施を考えている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○橋本委員 これ本格実施になれば、当然事業者もやって有料になると思うが、そうしたときに都心だとスマホを携帯していないと絶対に自転車にも乗ることができないが、そういうものになるのかどうか。

○田中交通対策担当課長 現段階でもご利用いただく方については有料という形である。事業者がどのような形になるか次第であるが、現在多摩市内や周辺で実施している事業者を見ると、基本的にはスマホをベースとしたサービスとなっているので、今後ご提案いただく中でも、おそらくそのようになるかと考えている。

○橋本委員 仕方がないことといえば、私も調布市から多摩市まで多摩川沿いを走ったりできるということではスマホだけ持つていけばできるのであればよいかと思うが、その辺は限定されて、スマホを持っていない人にはなかなか使えないということは確認したいと思う。

それから、一般質問等でも出されているが、ヘルメットの問題というので、私も先進のところはなかなかわからないが、例えばたくさん台数のあるところや西駐車場の横のところの倉庫ではないが、いろいろ頭の大きさ等があるので、ベーシックな普通の人が使える割合安価なものを置いて、そこで使ったら移動させるようにしない限り、私も自分で市役所までヘルメットを持ってきて、それでパルテノン多摩まで走ろうという気にはなかなかならない。そうすると、これは努力義務とはいえ、ヘルメットのない人を公認した事業になってしまふのではないかという感じがするが、その辺で今後何らかもう少し踏み込んだ工夫というのはさ

れるのかどうか。

○田中交通対策担当課長 シェアサイクルのヘルメットの問題は、非常に重たい問題かと考えている。ただ、一般質問でもこの点を取り上げていただいたが、無人で仮にヘルメットを貸し出すような仕組みを考えると、一度転倒されたようなものは耐久性の問題も出てくるし、サイズの問題もある。そういったところでは、無人で貸し出すというのはなかなか現実的ではないと考えている。また、仮に有人で貸し出すような場所を設けられたとしても、幾つも設けるわけには現実的にいかないので、どうしてもシェアサイクルというよりはレンタサイクルのような形での営業展開になってしまふので、この事業の中ではなかなか難しい問題だと考えている。そういった中では、このヘルメットの問題を解決していくためにも、先ほどこの前のところでお話しさせていただいたヘルメットの補助事業をしっかりとPRしてご利用いただく、そういったところにしっかりかじを切ってやっていかざるを得ないかと考えている。

○橋本委員 ヘルメットも、防災用だと折り畳み式のものがあるが、そういうのはこれからシェアサイクルが普及すればするほど、せめて丸い形ではなく半分になるとか4分の1になるとか、国内の企業も当然求めてやったりしていると思うが、ともに公のところではこのシェアサイクルを促進するという形になったら、それやっていかないと先ほどにまた戻ってしまうが、このシェアサイクルで転倒した人が頭部を打つてということになると、シェアサイクルを進める上でも、促進ではなくマイナスなイメージにつながってしまうと思うが、この辺は先端で考えているような業者と新しい検討をされているのか、また、これからされようとしているのかを伺いたいと思う。

○田中交通対策担当課長 確かにシェアサイクルの事業者においても、ヘルメットの問題は何度も何度も検討されたと伺っている。しかし、先ほどのお話のとおり、実際に貸し出すというのはなかなか厳しいというところで、実際にシェアサイクルをご利用いただくときにヘルメットの着用を促すような画面を表示させたり、そういった実際の利用の中で促しているところである。折り畳みヘルメットについても一部販売されていると伺っているが、一体型のものと比べると耐久性や安全性に多少懸念はあるかと伺っているので、様々なヘルメットが今発売されているので、ヘルメット自体を実際持ち歩くことが当たり前で何ら恥ずかしくない世の中にしていくというところがまず第一かと考えている。実際にシェアサイクルをご利用いただくに当たって、外出先で急にというよりは、ある程度その一日のご予

定というのは決まっているところがあるので、家を出るタイミングでヘルメットを必ず携帯いただくような形で対応していただくしかないかと考えている。

○しらた委員 今約1年間の実験中で、あと残り1年あるということであるが、今まで事故報告等は何かあったのか。

○田中交通対策担当課長 特に伺ってはいない。

○しらた委員 では、この1年間は事故がなかったということで、また、今、橋本委員からもお話があったが、事故がないからといってヘルメットは本当に心配で、かぶつているほうが安全だと思う。その辺早めに、今皆さん安全に乗っておられるかと思うが、あと1年の実証実験中はそういうことがないように努力しながら、もし今度オープンに使えるようになっても、皆さんにそういう周知することが大切かと思うのでよろしくお願いする。

○石山委員 事業者からいただいている情報で利用者数と利用回数はこの資料を見るとわかるが、ほかにいただいている情報というのはあるのか。

○田中交通対策担当課長 多くはないが、幾つかいただいている。例えばどこのポートからどこのポートに移動した回数が何回あったかといった情報についてはいただいているところであるが、現段階で何か加工できるようなデータではいただいているので、そういったところについては本格実施に移る中でもう少し協議を行い、いただけるデータ数をふやしていきたいと考えている。

○石山委員 私もポートの移動先は気になっていたので、その辺もしお示していただけるのであれば今後していただきたいと思うのと、あと平日と休日で利用の時間帯等も違うと思うので、そこの部分でもし事業者から情報をいただけるのであれば、今後の何かのヒントになると思う。あと年代である。どういう年代の方がどこの場所からどの場所に移動するかというところも、これは行政としても、さっきのマスターplanのワークショップの話ではないが、例えばそのポートの場所に特定の年代の方が多いという傾向があれば、その年代のワークショップやアンケートを取りたいのであれば、市のお知らせを冒頭に貼る、掲示する、この事業を活用した何かヒントというか、市としても何かできることが部署を越えてある可能性があると思うので、こういうことをきっかけにそういうことも考えていただきたいと思う。

○田中交通対策担当課長 現段階で時間帯別の利用というのはいただいているので、また別の機会にお示しさせていただければと思う。

また、年代のデータについては、今の事業者については、

利用者登録する段階で年代を取っていないので、我々も把握できていないところである。確かに実際のまちづくりに生かすというところでは非常に重要なデータとは考えているが、今は個人情報をあまり持ち過ぎるというのも事業者のリスクというところもあるかと思うので、現段階ではそのように思っている。何かアンケートを別途実施すれば、その限られた中ではデータが取れたりもするので、どこかのタイミングで調整してみたいと考えている。

○岸田委員 1点確認したいが、先ほど事故について質問があったと思うが、もちろん自転車保険には入っていただいていると思うが、保険もピンからキリで、最近、自転車の事故もかなり高額なお金になることがあることを考えたときに、今のところこの事業者はどのような辺りまで補償されていくのかを伺う。

○田中交通対策担当課長 今詳細な保険の約款は手元にないが、一般的な自転車保険に附帯されているような内容については自動で附帯されているところがあるので、普段保険に入っていない方でもご利用いただける内容にはなっている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会7、令和6年度重点対策加速化事業について、市側の説明を求める。

○小柳環境部長 協議会7番から14番までの8案件が環境部からになるのでよろしくお願いする。案件についてはそれぞれ担当課長から説明させていただく。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 では、協議会7番、令和6年度重点対策加速化事業の申請状況についてご説明させていただく。資料の7番をお開きいただければと思う。

重点対策加速化事業については、国の地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策実行計画等に基づいて脱炭素先行地域、重点対策加速化事業に取り組む自治体を選定、支援することにより日本全体の脱炭素化を推進するものである。このうち重点対策加速化事業は、住宅や事業者の再エネ、省エネへの向上などの重点対策を複合的に実施する自治体を支援する事業という形になっている。

これまでの取り組みである。多摩市は、脱炭素先行地域に第3回、第4回と申請を行ったが、不採択となった。この結果を受けて、昨年12月、生活環境常任委員会にて重点対策加速化事業への切り替えをご報告させていただいたところである。こちらは令和6年3月15日、重点対策加速化

事業に申請を行い、現時点で5月24日、環境省から令和6年度の重点対策加速化事業で6月補正が必要な32団体が発表され、多摩市は6月ではなく9月補正で対応できるということで、そちらの団体に関してはまだ審査中という状況である。下の図は日本全国の地図と採択自治体が載っているところである。

2ページ目をご覧願う。令和6年度重点対策加速化事業の変更点というところを表にまとめさせていただいた。まず交付限度額、前回説明をしたとき、令和5年度の時点では1計画当たり15億円で、さらに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進計画をつくる市町村に関しては5億円追加があり、上限で20億円という形でご説明したが、令和6年度の申請から半分の10億円という形に交付限度額が落ちた。また、計画の地域課題や波及性に関しては、以前は採択基準には含まれないとされていたが、今回の計画から採択基準に含まれるという形に変わっているところであります。また、最後に中間評価という形で、今までは中間評価を国は行ってこなかったが、令和6年の取り組みから中間評価を実施するという形で変更が行われたという状況である。

こちらの令和6年度の申請に関して多摩市の取り組みの計画をまとめたのが4番である。事業の目標として、市内の事業者の活用を進めて地域の活性化につながる仕組みを構築し、脱炭素によるニュータウン再生の促進をしていきたい。既存住宅の断熱化による健康増進や、省エネ・再エネの導入によりエネルギーコストの削減により、家計や事業所の経営の改善を図っていきたい。このような取り組みでにぎわいや商業の活性化などにより高齢化、高経年化、商業機能の低下などを克服し、相互の連携によりニュータウン再生と持続可能なまちを生む好循環をこの事業により進めていきたいという形で計画をつくらせていただいた。

計画の概要であるが、この事業自体は補助事業という形になっているので、個人・事業者向けの太陽光の補助、個人家庭向けの断熱改修の補助、事業者向けの高効率設備の補助、併せて公共施設の太陽光補助、高効率補助、本庁のZEB化等、ゼロカーボンアクションというのを書いてあるが、こちらは啓発事業という形になっているところである。

交付の事業期間であるが、令和6年度から11年度までを計画している状況である。

最後に、今は採択を受けていないが、正式採択になった場合の対応についてである。本日常任委員会に進捗の報告をさせていただいた。正式発表が国から出次第、議会のサ

イドブックスにてご報告をさせていただきたいと思ってい
る。9月に関して、この採択を受けて令和6年度実施事業について補正予算で計上をさせていただき、10月から事業を実施していきたいと考えているところである。令和7年3月に関しては、令和7年度の事業について当初予算で計上させていただき、4月1日から令和7年度事業をさらに進めていくという状況である。現状でご報告できる内容は以上という形になる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会8、令和5年度ごみ減量・資源化の状況について、市側の説明を求める。

○星野資源循環推進課長 それでは、協議会資料の8、令和5年度ごみ減量・資源化状況についての表をご覧願う。

まず資料の説明となる。上段のところにオレンジの囲みで令和5年度のごみの概要を記載させていただいている。その下に排出量の推移という表がある。今日ご説明するのは左から3つ目の令和5年度の表という形になる。一番左が令和3年度の表となっているが、こちらは現在の一般廃棄物処理基本計画の初年度の基準という形になる。その横が前年の令和4年度という形になる。

一番右が現在の目標の最終年度である令和14年度の目標値を掲げている表になっている。

オレンジの囲みの1番目のポツ、令和5年度のごみ量は令和3年度比で6.1%減少したということであるが、こちら令和5年度の表の3列目の減量率*1と書いてある列の下から3段目を見ていただくと、ごみ量が令和3年度に対して6.1%減量になったということをお示ししているものである。

続いて、ポツの2つ目になるが、令和5年度の表の右側の前年度比というところから見ていただいて下から6段目の持ち込みごみが▲3.2で、3.2%減ったということをお示ししている。

続いて3つ目のポツ、収集ごみについては、前年度比が4.2%減、令和3年度比6.8%減というのは、この表の上に戻っていただいて、上から6段目の前年度比を見ていただくとこちらが4.2%減った、その横、左に行くと▲6.8で、令和3年度に対して6.8%減ったということをお示ししている。

続いてポツの4つ目、資源化率についてであるが、これはこの表の下のところに資源化率を書かせていただいている

る。令和5年度は32.0%だったということをこちらにお示ししているものである。

概要のポツの最後の埋め立て量については、ご案内のとおり平成27年度から多摩清掃工場では不燃残渣から資源化できる金属物等を抜き出して、全てエコセメントの原料として全量資源化をしているので、埋め立て量はゼロということになっている。

全体的にごみは減少傾向であるが、令和14年度の目標値が達成できるよう引き続き啓発を進め、市民・事業者の皆様にご協力いただきながら、ごみ減量・再資源化の取り組みを進めていきたいと考えている。雑駁であるが、説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会9、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について、市側の説明を求める。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 では9番、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況についてご説明する。協議会資料の9をお開き願う。

1、実施日時・場所である。例年どおり5月16日唐木田駅周辺、17日多摩センター駅周辺、18日乞田川沿い、20日に聖蹟桜ヶ丘駅周辺でまち美化キャンペーンを実施した。

②参加状況である。今回も、市民、市民団体、事業所の皆さん、ご家族等多くの方に参加いただいた。また、渡辺委員長をはじめ多くの議員の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。参加人数に関しては例年どおりだったが、聖蹟桜ヶ丘駅周辺では、前回のキャンペーンと比べて100名以上参加いただいたという状況である。また、乞田川沿いについて、とても暑い日だったが、今回リトルリーグの子どもたちに多く参加していただき、一生懸命ごみ拾いをしていただいたという状況である。

次のページをご覧願う。③ごみ収集状況である。唐木田駅周辺は例年どおりほかの地域よりもごみが少ない状況であるが、いつもと比べて不燃ごみが多くなっている。金属の部品や缶など落ちていたのが大きな原因だというところである。乞田川沿いにおいて可燃ごみ、不燃ごみが多くなっているのは、歩道、車道アンダーパスなどきめ細かく清掃することができたためと考えられる。また、聖蹟桜ヶ丘駅周辺では、たばこ、可燃ごみが多くなっているが、こちらは先ほど説明したとおり、参加人数が非常に多くなったことで丁寧に清掃ができた状況であると考えているところ

である。

次のページ、活動の状況の写真である。

次のページをご覧願う。⑤海ごみ、マイクロプラスチックの啓発についてである。今回のキャンペーンはいつも以上に海ごみ問題、マイクロプラスチック問題の啓発を行うことができたので紹介させていただく。3日目に乞田川沿いの多摩センターから永山まで歩きながら清掃を実施した。また、4日目の聖蹟桜ヶ丘駅周辺の清掃では、大栗川沿いを清掃範囲に加えて実施を行った。海ごみマイクロプラスチックの問題も、町のポイ捨てや、ごみの出し方マナー違反が始まりの一つと言われている状況である。参加者の皆さんに川沿いを清掃していただき、この活動が海ごみの解決につながることを感じただけたらと思っている。

また、前回とも受付でマイクロプラスチックの啓発パネルを展示したほか、昨年策定したマイクロプラスチックの啓発動画のチラシを参加者の皆さんや通行人の皆様に配布し、PRをさせていただいたところである。次回は、秋にまち美化キャンペーンを実施する予定である。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会10、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会10のデータをお開きいただければと思う。総合体育館、屋外スポーツ施設及び多摩東公園の現在の指定管理期間が今年度末で終了するため、引き続き指定管理者制度による施設管理を行うに当たり、次期指定管理者の選定に関する今後の予定等について報告させていただく。

初めに、1の対象施設であるが、総合体育館、屋外スポーツ施設、そして武道館・陸上競技場を含む多摩東公園とする。

続いて2の指定管理者制度更新の考え方である。現在対象施設については、他施設で運営実績のある指定管理者により適切な維持管理が行われるとともに、ノウハウを活用した各種事業が実施されることで健康づくり、スポーツ振興やにぎわいある公園運営が行われている。そのため、今後も引き続き民間事業者のノウハウを活用した管理運営を行い、市民サービスの向上を図るために、引き続き指定管理者制度の導入を行っていくものである。

3の指定管理期間は5年間で、来年度から令和12年度までを予定している。

4のこれまでの経過であるが、先月の20日に次期指定管理者候補者選定委員会の第1回を開催させていただき、今月3日より募集要項等の配布期間が開始となった。

5の今後の予定であるが、7月中旬が申請書の受け付け締切りとなっている。その後審査を経て、9月初旬に候補者選定の結果通知を行う予定である。12月議会で指定管理者指定の議決をお願いさせていただき、令和7年度からの業務開始を目指していく。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会11、令和6年度公園内駐車場有料化のスケジュール等について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会11のデータをお開きいただければと思う。今年度の公園内駐車場有料化のスケジュール等についてご報告させていただくものである。

初めに、1の今年度に有料化する公園内駐車場である。一覧表にしているが、上から宝野・奈良原公園は拡張整備の上、来年2月上旬に有料化を開始する予定である。貝取北・鶴牧西公園については一部舗装を行い、また、諏訪北・永山南・連光寺公園については、既に整備済みで工事不要であることから、9月下旬に有料化を開始する予定である。

有料化後の駐車台数は、それぞれ記載のとおりである。

また、各公園の位置図、その下に有料化の概要も記載しているが、こちらは詳細な説明を割愛させていただく。

次のページに進んでいただいて、拡張整備を行う奈良原公園、宝野公園の工事概要である。上段の2-1が奈良原公園である。赤で色塗りされた部分が既存の駐車場で、青で色塗りした部分を拡張する。駐車台数は現在の9台から22台になる予定である。続いて下段の宝野公園である。こちらも同様に、赤で色塗りされた部分が既存の駐車場で、青で色塗りした部分を拡張する。こちらも既存の8台から21台に駐車台数が増加になる。なお、工期はいずれも12月下旬までを予定している。雑駁であるが、説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会12、多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、資料は協議会12のデータをお開きいただければと思う。多摩中央公園改修整備運営事業の進捗状況についてご報告をさせていただく。

初めに、上段の左側であるが、こちらは鳥瞰図にエリアごとのオープン予定期を記載したもので、これまで周知してきた内容となっている。その右側であるが、今年の4月にオープンしたパルテノン多摩の子どもも広場オリーブから公園側に出たエリアのこどもテラスの様子となっている。子どもたちが安全・安心に遊べるスペースを整備し、こどもまつり2024の連携イベントには、この部分も含めて公園エリアに多くの方にご来園いただいた。

次に、下段のきらめきの広場についてである。右側の文面にあるとおり、きらめきの広場は駅からパルテノン大通りを通る多摩センターメインストリートとつながる、言わば公園のエントランス部分となっており、これまでの池から広場に生まれ変わらせて、夏場は子どもが水遊びをすることができ、噴水をライトアップするなど広場としての多様な利用ができる空間として整備し、これから迎える夏に楽しむことができるよう7月上旬のオープンを目指していたが、新たに防水層の剥離が確認され、全て撤去が必要が出たこと、また近年における夏季の温度上昇への対応等を行い、機能性、快適性を十分に確保しよりよい施設にしていくため、1月の開園ということで予定変更していくと考えている。しかしながら、夏休み期間中にこどもテラスの池に水遊びできる水場を設置し、今夏においても遊べる場は造っていきたいと考えている。雑駁であるが、報告は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○岸田委員 夏場における温度上昇への対応というのは具体的にどういうことになるのか。あと今回、今は開けられないが水遊びできる水場が夏休み期間中はそこに設置することは子どもたちや保護者に大変喜ばれるかと思うが、温暖化で夏場の暑い期間がだんだん長くなっていることを考えると、夏休み期間中と今回はなっているが、ほかの一本杉や水遊びできる場を含めてどういったときに水を流すのかという考え方の変更、気候変動に合わせて変えていくのかという部分をお伺いしたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず1点目の質問であるが、ちょうどこのきらめきの広場のパース図が左下に出ており、ここは今まで常時水が張つてあるような状況で、人はこの中には入れないような状況だったが、ここを先ほどもご説明

させていただいたとおり多様な活動ができるよう広場空間としていく予定でいる。ただ、ここに人が入るに当たって改めて昨今の気温の上昇に鑑みて実際に確認したところ、いわゆる池になっている部分の温度上昇が、この周りにあるオブジェの反射などもあり結構高いということが判明したので、安全性を十分に確保するような対応を検討させていただき、その上で開園を目指していきたいと思っている。

また、2点目のご質問であるが、ご質問があったとおりこの中央公園以外にも一本杉公園等々、じゃぶじやぶ池がある池については、同じように夏休み期間中じゃぶじやぶ池として開放させていただく予定でいる。ここ数年の状況を見ても確かに温度が高い状況は見られるが、利用者の皆さんのが各自テントやパラソルを張って十分な対策をされているのと、じゃぶじやぶ池に入ることで涼んでいただくというお声も多い状況がある。引き続き同様な形でやってはいくが、状況を見て熱中症対策等々必要な部分は取っていきたいと考えている。

○岸田委員 きらめき広場の温度上昇への具体的な対応はこれから考えていくのかと思うが、ただ、こういう水遊び場の開設期間が今まで多分夏休みと区切られていたと思うが、9月も暑いし10月も、下手すると11月に暑いなということを感じることがあるときに、開設時期を延ばしたりする考えはあるのか。

○長谷川公園緑地課長 特にこの中央公園に関しては、開園後は指定管理者が入って独自の運営をしていくことになるので、ほかの公園も含めてあるが、状況に合わせたじゃぶじやぶ池の開設というところは工夫していくかと思っているし、我々もそこは求めていきたいと思っている。

○しらた委員 この池の水は、水道水をどのような循環をしているのか。

○長谷川公園緑地課長 水道水から引いたものを循環しているような状況になる。

○しらた委員 水道水を循環して、ろ過してまたそこへ流し、噴水として使って安全を確保しているということか。

○長谷川公園緑地課長 そのとおりである。ただ、今回じゃぶじやぶ池をやる予定のところについては、それにプラスしてよくプールで使う塩素といったものを活用していく予定である。ちなみにほかのじゃぶじやぶ池でもそういう対応はさせていただいている。

○しらた委員 そうすると、この池のところはやはり清掃をしないといけないと思うが、その辺のメンテナンスなどはどういうふうにお考えか。

○長谷川公園緑地課長 こちらのじゃぶじやぶ池、右下の

写真は、おととしにやった状況であるが、このときも週に何回かメンテナンスで清掃に入らせてもらっていた。どうしても汚れてしまうので、メンテナンス日は設けながら開催をさせていただこうかと思っている。

○しらた委員 葉っぱ等が飛んできてずっと池の中に入つていればそれがまた腐るというか排水口を詰まらせたり等いろいろな問題もふえるかと思う。とりあえず安全第一ということで、子どもたちが水を浴びるので、その辺はしっかりとしていただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

続いて協議会13、連光寺六丁目農業公園の整備・活用・運営に関する方針について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会13のデータをお開きいただき、左上のほうからご覧いただければと思う。連光寺・若葉台里山保全地域における農業公園づくりにおいては、東京都が指定した保全計画書をもとに、昨年度令和5年度は、学識経験者や農関係者、保全地域内で活動する環境団体等をメンバーとする検討会で、運営手法や担い手の役割などを内容とする整備・活用・運営に関する方針の策定を進めた。3月から4月にかけて、本公園に関わる個人や各団体への意見照会を経て内容が確定したため、今回ご報告をさせていただくものである。本日この資料は概要版となっており、本編はサイドブックスの計画報告のところに掲載してあるので、お時間があるときにご覧いただけたらと思う。

まず第1章、本方針策定の趣旨である。文章後段のとおり、本方針は、里山保全地域に追加指定した用地について、学識や専門家とともに行った活用方法や事業の可能性、担い手の可能性、試験事業のあり方などの検討を踏まえて、農業公園としての持続可能な経営スキームや管理・運営・市民サービスなどの方向性について定めるものである。

次に、第2章、現状の把握（これまでの取り組み）というところである。令和3年11月から連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会を開催し、令和4年3月に報告書を作成した。令和4年度に入ってからは農体験試験事業を開

始し、市民サポーター制度も開設した。これらを踏まえ、再度検討会を開催し取り組んできたところである。

次に、第3章、農業公園の基本理念であるが、環境保全型農法を実施し、学べる場所、里山の自然環境を持続的に保全するために、樹木や竹材を活用する場所、多摩の里山の環境を未来に伝える場所を目指していく。これらにより、SDGsやワンヘルスを学べるなど、様々な効果が期待できると考えている。

次に、右上に移っていただいて、第4章の農業公園の区域と活用方針である。まず農業公園として活用する区域であるが、令和2年度に拡張された区域のうち、活用が難しい竹林を除いた範囲とする。用地の活用方針については、先ほどの基本理念や保全計画書に基づいて、農地としての活用管理を行うこと、農法については環境保全型農法で行うことなどとする。作物の活用方法としては、持続可能な農的活用のために収穫した作物の有効活用を行っていく。活用方法は、図に記載のとおり、様々な可能性があると考えている。また、多様な主体が関わることで新たなコミュニティの形成につながり、魅力的な農業公園づくりを目指していきたいと考えている。

次のページに進んでいただいて、左上から第5章、各ブロックの活用方針である。地形や接道などの周辺状況を踏まえ、図のとおりゾーニングを行っている。

次に、右上に進んでいただいて、第6章、運営と整備に関する方針である。様々な手法を比較検討する中で、運営管理を行う上で必要となる農的・専門的な知識や技能、体験会などの市民サービスを円滑に進めることができるマネジメント、さらに作物の販売を行える仕組みを考えた場合、指定管理者制度の導入が適していると考えている。整備方針については、先ほどのゾーニングで示した各ブロックの管理運営に必要な施設の整備を行っていくこととし、管理棟は極力簡易なものとし、環境配慮設備を検討する。また、駐車場やスロープの設置に当たっては、雨水浸透が可能な整備を行い、湿地への水環境に影響を及ぼさないよう配慮していく。管理棟に必要な機能は、表に記載の内容を考えている。

最後に、第7章、今後のスケジュールである。試験事業を重ねて、指定管理者制度の導入検討、サポーター等の市民参画を進めながら、整備面においては今年度に基本設計、来年度実施設計を予定し、令和9年度の開園を目指していく。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○岸田委員 まず予算のときには、これ「方針」という名

前ではなく「構想」ということでお話を聞いていたが、「方針」と名前を変更した理由があれば伺いたい。あと、そのとき環境部長からのご説明で、都がつくった保全計画書が基本構想や基本計画あるいは方針等にわたるものであり、そこで足りないものを今回名前が変わって「方針」を定めていると説明していただいたが、東京都のホームページの審議会等を見ると、保全計画書が案にもなっているし、市民の方が保全計画書を見てみようと思ってもなかなかそこに行き着くのが大変だと思う。今回この「方針」を出されるときに保全計画書も一緒に簡単に見られるようにする必要があると思うが、その辺りについて伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず1点目の質問であるが、ご質問のとおり3月の第1回定例会における当初予算の審議の中で、当該地は保全地域拡張指定の際に東京都から保全計画書が示され、その中で保全の方針や利活用の方針などが既に定められていること、一方で、全く新規に市が公園を新設・設計する際に一般的に策定する基本構想あるいは基本計画といったものが、今回策定する「構想」という名称だとなかなかわかりづらいと審議の中でのお声も多数いただいた状況であった。そうした中で、審議の中の答弁では、今回策定するものは活用や運営の指針や方針という位置づけということで説明させていただいている。こうした経過を踏まえ、わかりやすくというところで名称を「方針」ということに今回させていただき、確定させていただければと思っている。

2点目の保全計画書の公表といったところになるかと思うが、ご案内のとおり保全計画書の策定は東京都が行っているので、東京都にお願いしていく形になるかと思っている。ただ、ご質問の趣旨のとおり、保全計画書をもとにさらにこの方針も加え、それをもとに今後整備等も進めていく中では、多くの方に見られるようにする必要があろうかと思うので、公表等について東京都に確認し、またお願い等をこれからしていかなければと思う。

○岸田委員 内容についてもお伺いしたいが、農福連携等も行うということだったが、その場所が6段目一番下のところで、保全計画書の中で、都から都道に一番近いところに駐車場をつくるよう方針が示されたので、そちらにつくるということは理解したが、一般的に障がい者の駐車場は、店舗等を見ると一番入り口に近いところにあって入りしやすいようになっている、あるいはその駐車場のところに管理棟があり、トイレ等、何かあったときの休憩所に使えるということを考えたときに、農福連携の土地の場所がなぜ一番離れた場所に今回方針の中で示されているのか

が1点、あと今後のスケジュールを見てみると、作物の販売や体験会の実施を都と協議をしながら実施していきたいというようなことが書いてあるが、3月のときにもそもそも方針を立てるときに東京都にも入っていただいてつくっているという説明をいただいたり、あるいは9月の一般質問のときもかなりの議員からこの点について質問をいただいて調整する期間があったと思う。さらに指定管理者制度の導入がよいとされている理由も、ここら辺ができるからこの制度にしていきたいということが方針に書かれているが、今と東京都との協議・調整というのはどの程度進んできているのか。都の今のスタンスについて伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず1点目の農福連携の場所に関する質問であるが、この当該地をご覧になっていただいているかと思うが、この1段目の都道に接した面から傾斜が非常にあり、4段目にだんだん土地が連なって、だんだんに下がっていくような状況である。東京都の里山保全地域に指定されたことでこの取り組みが始まっていることは再三ご説明させていただいているとおりであるが、その趣旨から、この保全地域においては土地の形状等の変更は最小限にとどめることというところも東京都で規定されている。

一番上段に駐車場を想定しているわけであるが、例えそこに隣接する2段目、あるいはその一番下の3段目においても、駐車場からの移動に当たっては結構段差がある。そのため、駐車場に近いどの場所においても少なからずバリアフリー対応の整備が必要になってくることから、東京都の規定に照らし合わせるとなかなか難しい面がある。一方で、今想定している6段目の場所であるが、これは下段の道路にフラットに接道しているエリアであるので、現状の地形等を考えるとここが一番ふさわしいと我々は考えているところである。

2点目の東京都の状況であるが、まさにご質問いただいたとおり我々も思いは一緒で、足かけ複数年、再三強い要望をしてきているところである。今回これに都有地も入っており、保全地域の所管の環境局以外の局の所管にもなってきたりして都有地部分の活用といったところでは公有財産の活用ということで局をまたいだ調整が必要になること、あるいは保全地域内でこのような運営も必要となる維持管理というのはなかなか事例もなく、都庁内での調整も難航しているという状況は伺っている。我々としても、そういう状況が続いても困るので、昨年度までの委員に入つてもらったりして調整を引き続き強く PUSH していきたいと思っている。

○岸田委員 市では方針を示したが都の中での調整が難航

しているというご説明だったが、都からいつぐらいにそういった返答がくるのかについて何か伺っているのか。あと、最初の概要のところを見ると「意見照会」という言葉があるが、多摩市の自治基本条例だとパブリックコメントやワークショップ等で市民の意見をもらうというのが書いてあるしよく見るが、「意見照会」というのはそれらとどう違うのか。今回なぜこの意見照会を選んだのか、あるいはほかにもいろいろこういった「意見照会」が使われているのかという点について伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 1点目の都からの回答状況であるが、残念ながら現時点で明確な記述というのまだ返ってきていないような状況である。

2点目の「意見照会」に関するご質問であるが、ご質問のとおり自治基本条例あるいはその施行規則の中で、市民の参画手法についてはパブリックコメントに限らずワークショップ、審議会、懇談会等、幾つかその手法が定められているところである。今回のこの方針づくりに当たっては、学識や専門家、保全地域での環境保全団体に加え、農体験試験事業ということで市民の方に参加いただいたり、その中でワークショップなども実施してきた。また、その中から市民サポーターという形で農業公園づくりに参画したいという市民の方に代表で検討会にも参画していただくなど、手法としては複数の参画手法を重ねながら、試験事業で実際に体験いただくという場も設けて、我々としては参画の場を広く設けてきたところである。今回の方針策定に当たって最終的に行った「意見照会」については、自治基本条例や施行規則に定められる、いわゆるパブリックコメントの手続を踏んでいるものではないが、いただいた意見やその対応内容というところについては、少なくとも意見をいただいた方に対して何かしらの形で公表していかればと思っている。

○岸田委員 何かしら公表していくということは、何かしら市で整理をしたのだと思うが、3月から4月というところの方針に関わってくれた委員の任期も終わっていると思うが、どういう意見が出たものを誰がどのように整理したのかについて伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 様々意見をいただいて、それは事務局である市で集約させていただき、今回ここで報告させていただいた方針に反映可能なものは反映させていただいている状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

○しらた委員 用地の活用方針というところで、農法について湿地の水環境へ影響を考え環境保全型農法で行うと

あるが、例えばどういうことを考えているか。

○長谷川公園緑地課長 これからそういうことも試しながらやっていくことになるかと思っているが、検討会の中で研究したり、あるいは実証したりというところで、一つ有機農法といったものが考えられるかと思っている。

○しらた委員 それは、こここの場所で実験しながらやっていくということか。

○長谷川公園緑地課長 既に試験事業の中で、いわゆる化学肥料を使わない堆肥等を使った実験などもさせていただいている。また、今回ゾーニングしたエリアの中では、環境保全型農法を実験・実践していくような場も設けさせていただいているので、保全地域全体の中での影響などを考えながら、引き続きそうした実験を進めていかなければと思っている。

○しらた委員 農業の実験は非常に年月がかかるかと思う。1年や2年ですぐには、一つのことをするのに1年かかり、また次のことをするとすると、3年～5年ぐらいかかることがある程度結果が出てきたときには絶滅危惧種がいなくなってしまったなどとならないようにしていかなくてはいけないかと思うが、その辺のやり方は専門家を交えて協議をしていくのか。

○長谷川公園緑地課長 そのとおりに考えている。

○しらた委員 もう一個、3-1という場所で、幼稚園・保育園、小・中学校等の学習及び体験の場として活用することであるが、これは幼稚園や保育園を多摩市全体の中からどのように選定していくのか。

○長谷川公園緑地課長 これまでの検討の中でも、市内の幼稚園・保育園については直接ヒアリングなどもさせていただき、既に行っているという学校も多くあるので、市内だからここを使ってというわけにはいかないと思うが、こういった農業公園という場は多摩市内で初めてであるので、子どもたちが触れるような仕組みづくりなり、あと参加していただけるところも、これから運営の詳細を詰めていく中で考えていくべきだと思う。

○しらた委員 各学校では農業でお米をつくったりいろいろしているところがある。そういうところのお子さんでもまたここでもやってみたい等いろいろな形が出てくるかと思うが、例えばここへ小学生が移動する、保育園児が移動するとなると、歩いてくるのは結構大変なことかと思うが、その辺はどのようにお考えか。

○長谷川公園緑地課長 ヒアリングをさせていただいた中では、このようなところまで歩いているのかぐらいに結構歩いて農地で体験されている保育園も結構あった。状況は

様々かと思っているが、ご案内のとおり連光寺地域という割と市内の端にあるので、車を使ったこちらまでの移動が必要というのは我々も十分認識している中で、今回駐車場の一定の整備も検討させていただいているところである。

○しらた委員 今後その辺の使い方を教育委員会ともお話ししたり、保育園や幼稚園ともお話をしていく機会があるのかどうか、バスで移動するのであれば結構大きなバス何台となるのか、その辺の考え方はどのように検討していくのかだけお聞きして終わる。

○長谷川公園緑地課長 今回試験事業としてやらせていただいている中でも、応募者の中にはお子様連れの親子も結構多い。こうした個人参加も含めてどのような運営をやっていくのか詳細を詰めていく中で、そこは必要に応じて教育委員会や保育園・幼稚園とも相談をさせていただきながら、多くのお子さんがこの場で農業と環境に触れ合っていただける場を構築していかなければならないと思っている。

○しらた委員 3-1を見るとそれほど大きな場所ではないので、それほどあちこちでお子さんたちができるのか心配しているので、その辺の検討をお願いする。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

○岸田委員 先ほど「意見照会」をして、もらった意見を公表するということだったが、その公表はどのような形で行われるのか。パブリックコメントであれば、全ての意見が並べてあり、それ一つ一つに市としての考え方、整理の仕方等を示していただいていると思うが、今回の公表もそのようにされるという形で理解してよろしいのかどうか確認したいと思う。

○長谷川公園緑地課長 先ほど触れさせていただいたが、いわゆる定められているパブリックコメントの手続は取つてきていないが、どういう形で公表すると見やすいのかというところでは、もちろんパブリックコメントの形が見やすいのであればそのような形で考えるし、そのような整理も事務局の中ではしているところである。また、公表の手段については、議員の皆さんにはこういうサイドブックス等でお知らせさせていただく手段もあるかと思っているし、全体のところでは市公式ホームページがあるので、そういう手法を活用していきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会14、桜ヶ丘三丁目における提供公園の設置について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会14の資料をお開きいただければと思う。

1 の趣旨のとおり、桜ヶ丘三丁目の宅地造成事業に伴い新たに公園が設置されるため、今回報告させていただくものである。

2 の事業地の所在であるが、図のとおり桜ヶ丘三丁目23番地で、こちらもともとは京王の社員寮があつたところになる。

3 の提供公園を設置する根拠法令と経緯である。都市計画法施行令により、開発区域3,000平米以上の開発事業においては、事業敷地の3%以上の面積の提供公園の設置義務がある。令和5年5月下旬頃には公園分のまちづくり条例による事前協議が完了し、翌月には既存建物の解体に着手され、翌々月には公園部分の造成にも着手されたような状況である。

次のページに進んでいただきて、4 の公園整備予定内容、公園設計の考え方である。基本的な考えとしては、四角枠で囲んだ記載のとおり、今後の活用の可能性を広げるため、埋設物を少なくして広場の機能を多く確保すること、また治水対策の観点でグリーンインフラの機能を確保することとし、図のとおり広場を中心としたしつらえとなっている。

5 の予定している公園名称についてであるが、地元自治会との調整に基づき、「ねのもん公園」という名称を予定している。四角枠に記載のとおり、この「ねのもん」というのは、明治初年頃の東寺方の現地付近の小字名のうちの一つとなっている。

最後に、6 の今後の予定である。公園の工事自体は6月下旬に完了する予定である。その後事業者から市への引き継ぎがあり、公園名称も最終的に決定の上、秋頃の開園を予定している。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○岸田委員 公園の設計に当たっての基本的な考え方の治水対策の観点でグリーンインフラの機能確保というの、この芝生のことを探しているのか。それともほかにも何かあるのであれば伺いたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 その芝生のところも含めて、全体をアスファルトなどにして浸透しないということにならないよう考えているような状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0 時25分休憩

午後 1 時25分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会15、行政視察についての件に入る。

今年度の生活環境常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。

まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合は日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 1 時25分休憩

午後 1 時30分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんのお見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月15日から18日まで、予備日として10月7日から10月11日までを予定したいと思う。視察地が決定するまでの間、各委員のご予定を空けていただけようお願いする。

また、視察の候補地については、本日の委員会終了後に協議して決定をしていきたいと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1 時31分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 1 時31分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 渡辺 しんじ